

鳥取県産業振興条例

条例の概要

条例の目的

足腰の強い産業を育成することにより、県内経済の発展と県民の雇用確保・生活向上に資することが、この条例の目的である旨を規定。

産業振興の基本理念

産業の振興は、事業者の自主的な活動が助長されることや県民の雇用確保・生活の向上に資することなどを基本とする旨を規定。

各主体の責務・役割・協力

県の責務、事業者等や大学等の役割や県民のみなさんに協力していただきたいことを規定。

産業振興施策の基本方針

県が産業を振興するための施策を行う上での基本方針（県産品利用の促進を図ることなど）が規定。また、それらの施策を行う際には、県内事業所であることなどについて考慮することを規定。

県の予算執行上の配慮

知事等が工事発注や物品購入を行う際には、県内事業者が入札に参加しやすい環境を整えたり、県内物品等を活用するなどの配慮を求めることなどを規定。

財政上の措置等

県が産業を振興するための施策を行うため、必要な予算措置を行うことなどを規定。